

## 第9章 環境保全のための措置の再検討

事後調査の結果と評価書に記載された予測に相違が生じた場合の原因及び環境保全措置の必要性を検討した。なお、評価書との予測結果との比較から、相違が生じていない項目についても本章に記載をしている。

### 9-1 水資源

評価書では、トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に係る水資源への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、環境保全措置を確実に実施することから、水資源に係る環境影響の低減が図られていると評価した。

地下水を利用した水資源に与える影響の予測には不確実性があることから事後調査を実施し、湧水の水量、地表水の流量及び水質を確認した。その結果、降水や台風、季節変動等の影響による水量、流量の変動はあるものの、トンネルの工事が原因と考えられる影響は認められなかった。

以上から環境保全措置の見直しの必要はないと考える。

### 9-2 動物、生態系

#### 9-2-1 希少猛禽類の生息状況

評価書では、事業の実施による動物及び生態系への影響については、環境保全措置を実施することにより影響を低減できるものと予測した。

しかし、一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから事後調査を実施するものとし、早川町内のクマタカ2ペアについて、工事中の生息状況を確認した。クマタカ(早川町新倉(青崖)地区ペア)は、工事前の平成27年度から飛翔確認数が減少しはじめ、平成29年度には飛翔を確認できなかったものの、専門家より、イヌワシ(早川町ペア)の影響が考えられるとの見解を得ている。同様に平成30年度、令和元年度、令和2年度においても飛翔は確認できていない。クマタカ(早川町新倉(広河原)地区ペア)は、平成29年度以降、繁殖を示唆する行動は確認されているものの、巣材運びや餌運び等の繁殖に係る行動は確認できていないことから繁殖はしていないと考えられる。また、平成29年の繁殖期に繁殖したと考えられる若鳥の飛翔が営巣地周辺で確認されており、分散していないことも影響していると考えられる。

以上から環境保全措置の見直しの必要はないと考える。

### 9-3 植物

評価書では、一部の種については、生育環境の一部は保全されない可能性があるとして予測し、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境を持つ場所で移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償する環境保全措置を実施することとした。令和2年度までに移植した植物については、生育状況は良好であり、環境保全措置の追加は必要ないとする。

### 9-4 発生土置き場等における事後調査

評価書以降に新たに事業者が計画した発生土仮置き場等について、環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施した。各発生土仮置き場において、環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出して調査及び影響検討を実施し、環境影響を回避、低減、代償することを目的に環境保全措置を検討した。

調査及び影響検討の結果に基づき環境保全措置の内容を詳細なものにしており、環境保全措置の追加は必要ないとする。

また、発生土仮置き場等で確認された植物の移植・播種について、令和2年度までに移植した植物は、生育状況は良好であり、環境保全措置の追加は必要ないとする。なお、平成30年に移植したカワヂシャ（富士川町高下）、ヒエガエリ（富士川町高下）については消失を確認したものの、台風に伴う出水により流出したものと考えられ、平成29年に移植したカワヂシャ（富士川町高下）、ヒエガエリ（富士川町高下）については生育が確認されたことから、種そのものの環境保全措置の効果は認められる。

以上から環境保全措置の見直しの必要はないとする。